

進相無効電力低減を目的とした
高圧お客さま新設時またはコンデンサ取替時における
コンデンサ不要化の取り組み開始について

2025年5月12日
沖縄電力株式会社

- 当社では、変圧器タップを調整すること等で、電力系統の電圧を適正な範囲に保つよう努めています。
- しかし、近年、進相無効電力の増加により、送電系統や配電系統において電圧の調整が難しくなってきております。
- 進相無効電力増加の要因としては、省エネの進展等により需要に比べて高圧お客様の力率改善用コンデンサ容量が過剰となったことが考えられます。
- 今後、さらに進相無効電力が増加すると、当社で可能な限り電圧を調整しても、適正な値に維持できず、電力系統の利用者にご迷惑をおかけする可能性があります。

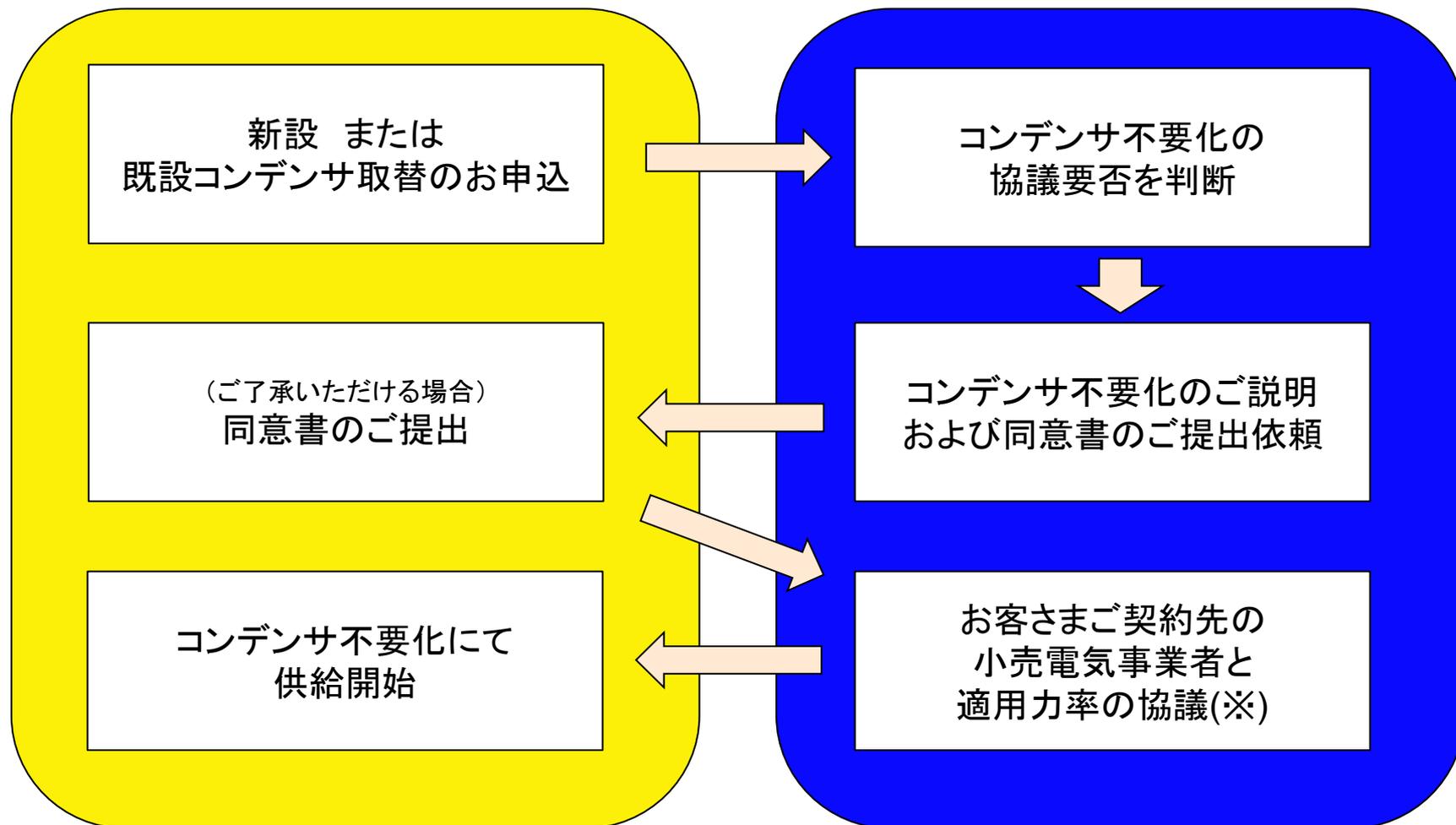
- このような電力系統の状況を踏まえ、今後、進相無効電力が過剰となっている配電線に接続する高圧お客さまに対して、力率改善用コンデンサを不要化する取り組みを開始いたします。
- 今回の取り組みは、電力系統にとって不要な場合にはコンデンサを購入・設置いただくことを回避することでお客さま負担の軽減にも繋がると考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

〔取り組みの内容〕

- 高圧で新たに供給するお客さま、および既設のコンデンサ取替を行うお客さまについて、以下(1)(2)に該当する場合、弊社検討のうえで力率改善用コンデンサの不要化について協議させていただきます。
 - (1) 進相無効電力が過剰となっている配電線からの供給となる場合
※沖縄本島は全域が対象となりますが、離島についてはお問合せください
 - (2) コンデンサ不要化の対象となる種類のコンデンサ設置を前提に申し込まれた場合
※直列リアクトル付コンデンサや低圧コンデンサなど、不要化できないタイプのコンデンサも存在します
- 力率改善用コンデンサの不要化についてご了解いただける場合、別途、具体的な運用について取り決める書類(同意書)を当社にご提出いただきます。

高圧お客さま

当社(沖縄電力)



※当社とご契約の場合は省略いたします。

小売電気事業者さまのご了承がいただけない場合、お客さまへご連絡の上、同意書を返却または破棄致します。

Q1. 沖縄電力管内のどこで申込をしてもコンデンサは不要となるのか。

A1. 電力系統の状況やコンデンサの種類・用途によっては不要化ができないケースがございます。お申込みの都度、当社にて電力系統の状況やコンデンサの種類等を確認の上、不要化できる場合は当社からご連絡させていただきます。

Q2. 種類や用途によって不要化できないコンデンサについて教えてもらいたい。

A2. リアクトル付コンデンサ、低圧コンデンサ等については、不要化できません。
例えば、リアクトル付コンデンサを不要化した場合、高調波の拡大による機器の損傷等が懸念されます。
また、低圧コンデンサを不要化した場合、お客さまの受電用変圧器のロスが大きくなることが考えられます。

Q3. コンデンサを不要化することで力率が低下するが、電気料金についてはどうなるのか。

A3. コンデンサ不要化に応じていただける場合、実際の力率が低下してもお客さまの不利益とならないよう、当社とご契約の場合は、「同意書」に記載の想定力率を用いて電気料金を算定いたします。
当社以外の小売電気事業者さまとご契約の場合、電気料金における力率の取扱いについては、ご契約先の小売電気事業者さまにご確認ください。(当社から小売電気事業者さまへ請求する託送料金の算定においては、「同意書」に記載の想定力率を適用します。)

Q4. コンデンサを設置せずとも力率割引を受けられるのであれば、コンデンサを設置して力率割引を受けるお客さまに対して不公平な対応をとっているのではないかと。

A4. これまで、当社は系統状況に関わらず全ての高圧お客さまにコンデンサの接続を認めてきましたが、今後は全ての高圧お客さまに対して、系統状況に応じてコンデンサ可否を判断するという一律のルールを設けた上で対応してまいります。

既設コンデンサの取替についても同様の対応となりますので、各お客さまへの対応の公平性は保たれるものと考えています。

Q5. 事後的にコンデンサ設置を求められるケースはあるのか。

A5. 負荷設備の増減に伴い「同意書」に記載の想定力率の適用継続が困難となる場合や、系統運用上の都合から止むを得ずコンデンサの系統接続が必要となった場合などに事後的にコンデンサ設置を求める可能性が考えられます。

Q6. 何のルールに基づきコンデンサの不要化を依頼しているのか。

A6. 託送供給等約款に基づき、接続する進相用コンデンサ容量を、「0kVar」として協議させていただきます。なお、当該供給地点の力率については、本来系統接続する予定であったコンデンサ容量に基づき定めます。

(参考) 託送供給等約款

42 力率の保持

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

□ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合の当該供給地点の1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議（分割接続供給の場合は、双方の契約者と当社との協議といたします。）によって定めます。

Q7. コンデンサを設置したうえで、系統に接続しない運用を行ってもよいのか。

A7. 当社としては、新設時から系統に接続しない運用にご協力いただけるのであれば、問題はありません。

Q8. コンデンサを設置しないことで、他の機器等への影響はないのか。

A8. 力率改善用に設置されている高圧側コンデンサについては不要化しても他機器等への影響はないと考えていますが、最終的には、お客さまにて電気工事店や主任技術者等にご確認のうえご判断ください。

Q9. 申込を検討している箇所がコンデンサ不要化の適用対象かどうかを知りたい場合は、どこに問合せすればよいのか。

A9. 沖縄本島については全域が対象となりますが、離島については当社コールセンターより「送配電本部 配電部 配電業務グループ 電力品質担当」へご連絡ください。